

報道提供資料

鳥取県警察学校射撃場における石綿使用の確認について

1 該当施設

鳥取県警察学校射撃場（鳥取市伏野46-5）

※ 石綿含有部分は、内壁及び天井の吹付け部分

2 認知の状況

- ・ 建築基準法第12条に基づく外部委託による建築物定期点検の結果、内壁面に「石綿状の吹付け材がある」と委託業者から結果報告
- ・ 専門業者による成分分析検査を実施した結果、3月1日、現在は使用禁止の石綿の含有が判明

3 措置

(1) 大気中の濃度測定

- ・ 県衛生環境研究所が射撃場の屋内、屋外の3か所（射撃場内、射撃場排風室外部及び機動隊との敷地境界）で、大気中の石綿繊維の濃度測定を実施
- ・ 3月3日、測定結果により石綿が屋内及び屋外から検知されていないことを確認

(2) 立入り禁止措置

警察学校射撃場は、石綿の含有が判明した3月1日以降、石綿の除去が完了するまでの間、立入り禁止